

公 告

下記のとおり一般競争入札に付します。

令和元年 7 月 8 日

支出負担行為担当官
第一管区海上保安本部長 新田 慎二

記

1 競争入札に付する事項

- (1) 入札件名 紋別海上保安部ほか 9 箇所で使用する電気（従量電灯）
- (2) 履行場所 仕様書のとおり
- (3) 履行期間 令和元年 10 月 1 日午前 0 時から
令和 2 年 9 月 30 日午後 12 時まで
- (4) 特記事項等 仕様書のとおり
- (5) 証明書等の受領期限 令和元年 7 月 23 日 16 時 00 分
提出証明書等
 - ① 国土交通省競争参加資格結果通知書（写）
 - ② 確認書（電子入札用）
 - ③ 紙入札参加願（紙入札用）
 - ④ 紙業者登録事項（紙入札用）
 - ⑤ 省 CO₂ の要素を考慮する観点による基準に基づき算定した点数等報告書
 - ⑥ 本調達案件に対応する自社の電気需給約款
（ホームページにより公表している場合は提出不要）
- (6) 入札書の受領期限 令和元年 7 月 30 日 16 時 00 分
- (7) 開札の日時及び場所
 - ① 日 時 令和元年 7 月 31 日 10 時 00 分
 - ② 場 所 北海道小樽市港町 5 番 2 号 小樽地方合同庁舎（5 階）
第一管区海上保安本部経理補給部経理課
- (8) 入札方法
 - ① 本件は電子調達システムで実施するものとする。ただし、電子調達システムにより難しい者は、当本部に紙入札参加願を提出し、紙入札方式に代えるものとする。
 - ② 入札金額は、入札者が設定する契約電力に対する単価及び使用電力量に対する単価を根拠とし、当本部が提示する契約電力及び予定使用電力量の総価を入札金額とする。
なお、入札金額の算定に当たっては、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこととする。
 - ③ 原則として、当該入札の執行において入札執行回数は 2 回を限度とする。
なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第 99 条の 3 の規定に基づく随意契約には移行しない。
 - ④ 1 回目の入札が不調となった場合、再度入札に移行するが、再度入札

の時間については、原則として30分後に設定するので、当本部からシステムで送信される通知書は必ず確認すること。

なお、電子入札と紙入札が混在する場合があります、開札処理に時間を要するなど予定時間を大幅に超えるような事態になれば、当本部から連絡する。

- ⑤ 電子調達システムでは、入札参加者の利便性向上のため、電子くじ機能を実装している。電子くじを行うには、入札者が任意で設定した000～999の数字が必要になるので、電子入札事業者は、電子調達システムで電子くじ番号を入力し、紙入札事業者は、紙入札方式参加願に記載するものとする。

2 競争に参加する者に必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りでない。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者及び入札時点において、第一管区海上保安本部長から指名停止の措置を受け、指名停止の期間中でない者であること。
- (3) 令和元年・2・3年度（平成31・32・33年度）国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）については、北海道地域の競争参加資格を有する者であり、「物品の販売」のA、B、C又はD等級に格付けされた者。
- (4) 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業者としての登録を受けている者であること。
- (5) 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める入札参加資格として地球温暖化防止対策の観点から、入札説明書に記載した条件を満たす者であること。

3 入札書等の提出場所、契約条項等を示す場所、契約及び入札に関する問い合わせ先

〒047-8560 北海道小樽市港町5番2号小樽地方合同庁舎（5階）
第一管区海上保安本部経理補給部 経理課入札審査係
電話 0134-27-0188（内線2223）
ファクシミリ 0134-27-6183

4 仕様書等の交付期間・交付場所

交付期間 公告の日から令和元年7月23日まで
交付場所 下記9に同じ

5 入札保証金及び契約保証金 免除

6 入札の無効

本公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び第一管区海上保安本部入札・見積者心得書その他入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

- (1) 第一管区海上保安本部入札・見積者心得書による。
- (2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 契約書の作製の要否 要

9 仕様内容に関する問い合わせ先

第一管区海上保安本部経理補給部補給課

電話 0134-27-0118（内線2256）

以上公告する。